

法務省政策評価懇談会（第46回）議事録

1. 日 時

平成28年7月1日（金）9：58～12：01

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井上 東	公認会計士
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
野澤 和弘	毎日新聞社論説委員
宮園 久栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	稲田 伸夫
官房審議官（総括担当）	高嶋 智光
秘書課広報室長	日笠 和彦
秘書課総括補佐官	池田 仁
秘書課企画調整官	一法師靖之
秘書課補佐官	廣瀬 健生
人事課補佐官	横井 秀行
官房参事官（予算担当）	田野尻 猛
施設課技術企画室長	市村 武
厚生管理官総括補佐官	臺 孝一
司法法制部参事官	鈴木 昭洋
官房付兼司法法制部付	松本 朗
民事局参事官	大谷 太
民事局戸籍企画官兼民事局付	北村 治樹
官房参事官（刑事担当）	上原 龍
矯正局成人矯正課企画官	大竹 宏明
矯正局成人矯正課企画官	岸 規子
矯正局成人矯正課企画官	柿添 聡
矯正局少年矯正課企画官	岩浪 健
保護局総務課企画調整官	勝田 聡
人権擁護局参事官	前田 敦史

訟務局訟務企画課訟務調査室長	秋山 二郎
入国管理局総務課企画室長	根岸 功
法務総合研究所総務企画部副部長	茂木 善樹
法務総合研究所研究部総括研究官	富田 寛
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智徳

<事務局>

秘書課長	神村 昌通
官房付（政策評価企画室長）	阿部 健一
官房付兼秘書課付	永井 孝治
秘書課法務専門官	中島 祐司

4. 議 題

- ・平成27年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
- ・その他

5. 配布資料

資料1：平成27年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画

説明資料：

- 1 政策評価と行政事業レビューの連携について【秘書課】
- 2 法務省における防災対策等について【秘書課】
- 3 刑の一部執行猶予制度について【保護局】

6. 議事

○田中座長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これより第46回法務省政策評価懇談会を開催いたします。なお、委員は総勢7名いらっしゃいますが、本日、出雲委員は御都合により欠席されております。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶がございます。

○稲田法務事務次官 おはようございます。法務事務次官の稲田でございます。

委員の先生方におかれましては大変御多忙のところ、本年度第1回となりますこの第46回政策評価懇談会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今回は新たに3名の方を委員にお迎えしての開催となります。昨年度から引き続き御参加いただく皆様も含めまして、何とぞ、よろしく願い申し上げます。

政策評価につきましては、近年、データに基づいて分析や達成手段の検証などを行う、エビデンスに基づくPDCAの徹底が強く求められているところでございます。法務省におきましては、より実効性のありますPDCAサイクルの確立に努めるとともに、政策評価の質の向上を図り、政策評価の結果を政策の見直し・改善に一層活用してまいりたいと

考えております。

本日は委員の皆様方から、それぞれの御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきます御意見をいただきたいと考えております。そして、今後とも法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

続きまして、今年度から新たに御参加いただきます3名の委員の皆さんに自己紹介をお願いしたいと思います。井上委員、野澤委員、宮園委員の順をお願いいたします。

井上委員、よろしく願いします。

○井上委員 公認会計士の井上でございます。今回、初めて参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 毎日新聞の論説委員をやっています野澤と申します。専門は社会保障でして、厚生労働省の社会保障審議会等に参加したりしておりますけれども、最近、法務省関係ともいろいろな接点が多くなってきていますので、いろいろ勉強しながら意見を言いたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○田中座長 宮園委員、お願いします。

○宮園委員 初めまして。どうぞよろしく願いいたします。東洋学園大学の宮園と申します。犯罪学、刑事政策を専門に研究をしておりますので、矯正の分野や保護の分野、刑事関連の分野に関してはとても関心もございまして、勉強させていただけたらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

ここで法務事務次官は公務により退席いたします。

(稲田法務事務次官 退室)

○田中座長 まず、初めに本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○永井課付 事務局を務めさせていただきます秘書課付の永井でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って失礼いたします。

それでは、本日の審議事項について御説明いたします。本日、御審議いただくのは平成27年度法務省事後評価実施結果報告書(案)についてでございます。平成27年度法務省事後評価実施結果報告書(案)は、平成27年度に実施いたしました施策につきまして、平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画に基づいて評価した結果を取りまとめたものでございます。この議題の資料として、委員の皆様方の席上に資料を3点、配布させていただきました。資料1は平成27年度法務省事後評価実施結果報告書(案)、資料2は法務省政策評価に関する基本計画、資料3は平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画でございます。

資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしましたが、その後、「法教育の推進」及び「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」に変更がございました。変更内容につきましては、それぞれの施策について御審議いただく際に御説明させていただきますと思います。なお、政策評価に係る法令や閣議決定等に関しましては、参考資料として青いファイルの中に用意いたしましたので、適宜、御参照いただければと

存じます。

それでは、資料1を1枚おめくりいただきまして、目次を御覧いただければと思います。今回の審議の対象となっております施策は、目次にありますとおり、18施策となります。これらの18施策以外の施策に関しましては、モニタリング中であるため、今回は事後評価は行わないということになります。本日は、平成27年度に当省が実施しました18の施策の結果及び評価等につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと存じます。

本日の審議事項に関する説明は以上でございます。

○田中座長 それでは、議題であります平成27年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について御議論いただきたいと思っております。

初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○永井課付 事務局でございます。

それでは、基本政策Ⅰに係る事後評価の概要につきまして御説明いたします。

基本政策Ⅰに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」、「法曹養成制度の充実」、「法教育の推進」、「法務に関する調査研究」2件でございます。

まず、5ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。この施策は、社会経済情勢等の変化に応じて、民事・刑事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現すること、我が国の経済の活力の維持・向上を図ること、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容としておりまして、本年度は中間報告となります。具体的な立法作業の状況につきましては、8ページ以降にございます表のとおりでございます。

なお、9ページの下から2段目でございますが、民事関係の民法第733条等の見直しにつきましては、今年6月に民法の一部を改正する法律が成立し、公布・施行されておりますけれども、本報告書に関しましては、平成27年度中の状況を取りまとめたものですので、「国会提出中」と表記させていただいております。

次に、11ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について御説明いたします。この施策は、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するというものでございます。また、その目的を達成するため、平成25年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議において決定された「法曹養成制度改革の推進について」、さらに平成27年6月30日に法曹養成制度改革推進会議において決定されました「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施することを目標としております。

この施策の測定指標といたしましては、二つの定性的指標が設定されております。一つ目は法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施、二つ目は法曹養成制度改革を推進するための取組の実施でございます。いずれの測定指標も目標を達成したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

次に、52ページを御覧ください。「法教育の推進」についてでございます。この施策は、国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとりた紛争解決能

力を身につけることや司法を支える国民的基盤を確立するため、法教育を推進するというものでございます。

この施策の測定指標といたしましては、定性的な指標が二つ設定されております。一つ目は法曹関係者、教育関係者、有識者で構成される法教育推進協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供すること、二つ目は法教育に関する広報活動や法教育活動への協力、支援を行うことにより、法教育の意義について理解を深め、法教育の実践を拡大させること、この二つでございまして。二つの測定指標のいずれも目標を達成していることから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

なお、こちらの施策につきましては、委員の皆様にも事前にお送りした資料では、測定指標2の参考指標、法教育授業実施回数の平成27年度の回数を集計中としておりましたが、集計が完了いたしましたので、回数を記載するとともに、別紙としてグラフを添付させていただきます。

続きまして、「法務に関する調査研究」について御説明いたします。

まず、57ページの「外国人の犯罪に関する研究」についてでございます。本研究は、外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的としておりました。平成23年度に事前評価を実施した上で、平成24年度から平成25年度までの2か年で実施した研究でございます。本研究につきましては、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による事後評価を実施しておりますが、この委員会においては61ページに記載させていただきましたとおり、大いに効果があったと評価されております。これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載したとおりでございます。

続きまして、71ページの「非行少年と保護者に関する研究」について御説明いたします。本研究は、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としておりました。平成24年度に事前評価を実施し、平成25年度の1か年で実施した研究でございます。本研究についても外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による事後評価を実施しておりますが、この委員会においては75ページに記載させていただきましたとおり、大いに効果があったと評価されております。これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載させていただきましたとおりでございます。

基本政策Iに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明、ありがとうございます。

調査研究についてですが、この調査研究の評価については、今、御説明があったとおりのかなと思っておりますけれども、最後の部分、75ページの最後の真ん中ぐらいにある、有効性の評価項目の書きぶりのところで私が気になったのは、最後から3行目で、「本研究の成果は、施策の立案や研究等に大いに利用されることが見込まれる」という結論にな

っている点です。せっきやくこのような研究をされているのであれば、私は研究に関するP D C Aサイクル、この研究は一つの事業としては立派な成果を出されていると思うのですが、この研究によって、次に最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくことが必要ではないかと思えます。

具体的な例で申し上げないと分かりづらいと思うのですが、先月の行政事業レビューの公開プロセスの中でテーマに挙げられていた医療刑務所についてですが、そこでも同じ発言をしているのですが、繰り返しますと、医療と犯罪の両者を兼ね備えている具体的な題材というのは日本中を探しても医療刑務所しかないわけです。犯罪と医療というのは、前の医療刑務所の所長さんも何かで書かれていましたけれども、二つの大きな変数があります。しかしながら、前回の公開プロセスではどちらかという医療面でもっと工夫をしろという話が多かったのですが、もう一つの変数に犯罪があるので、両方を兼ね備えた施策というのが必要であると思えます。そういった観点で申し上げますと、二つの変数を持った場所というのは、正に法務省管轄下の施設しかないのです。今回の研究も他ではできない研究だという位置づけで、しっかり研究をします。例えば、犯罪者には病気、薬とか、いろいろな薬物依存が多いと思うのですが、そういった傾向、どうしてそのような病気になり、薬物に走るのかとか、そういったことを研究することで予防措置が発明できると思えます。その発明されたものを今度は、社会に還元していく。どのようにしたら一般の人たちがそういったものに手を出さないような工夫ができるのか、それはPRだけではなくて、具体的に病歴だとか、性格だとか、いろんなデータがとれると思うのです。それを基に社会に還元して行って、社会のまだ犯罪を行っていない人たちに対して予防的な施策を発信していく。そうすると犯罪が少なくなるので、刑務所に入ってくる人も少なくなる。こういったP D C Aサイクルをうまく回せるかどうかという観点で、特に研究に力を入れるべきだし、その研究の成果はしっかり社会に還元するプロセスに至るところまでやるべきではないかという思いを持って発言しました。その思いからすると、この書きぶりでは「他で利用されることが見込まれる」というような他力的な書きぶりをしていましたので、気になりましたので発言させていただきました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

今の点について御回答願えますでしょうか。

○永井課付 事務局でございます。研究を担当していただいております法務総合研究所からお願いいたします。

○富田総括研究官 法務総合研究所の富田でございます。御質問、ありがとうございます。

先生が御指摘のとおり、私どもは刑事政策の基礎的な研究をしているところでございまして、私どもの研究成果が幅広い形で施策に活用していただければと考えているところでございます。先ほど御指摘のありました医療と犯罪の問題等につきましても、私どもとしましても関係部局の方々とも御相談しながら、今後の研究選定等についても検討していきたいと考えてございます。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

委員の先生方、他に何か御意見、御質問はございますでしょうか。大沼委員、よろしくお願ひします。

○大沼委員 大沼でございます。

意見というよりは質問ということになるかもしれませんが、法曹養成制度の改革について若干、質問させていただきたいと思います。26ページに、閣僚会議の中で予備試験との関係に留意しつつ、司法試験の中身を検討するというふうに書いてございます。予備試験につきましては、34ページでいろいろな問題点が指摘されている、つまり、予備試験創設の趣旨が生かされていないのではないかという書きぶりでまとめられておまして、恐らくはこういった方向での司法試験の中身の改革ということが議論されているのではないかと思います。その反面、私は以前、法科大学院の内部にいたときの経験から申し上げますと、予備試験制度自体にも問題があるかもしれませんが、法科大学院の教育の中身自体にも問題があるのではないのでしょうか。つまり、実務科目を法科大学院の中で教育するという建前になっておまして、実際、そういった科目が幾つか設けられてはいるわけなのですが、実際に内部にいますと、それがうまく機能していない、学生のそういった実務科目に対する熱心度もかなり薄いものがあると思います。

それはなぜかという、基本的には実務科目については司法試験の試験科目の中に入っていないから、そのために法科大学院の一つの大きな目的として、実務についても教えるという建前で作られたものだと理解しているのですけれども、実際には科目があっても、それが機能していない。学生あるいは大学自身の実務科目に対する熱意の度合いが必ずしも高くはない。こういったことから予備試験を受けて受かって、実際のところ、法科大学院を卒業した人と何ら遜色はない、むしろ、結果として早く受かるということの関係から、予備試験で受かったの方が、合格者の中ではエリートとして評価されるという傾向がなきにしもあらずではないかと思っているわけです。

そういった法科大学院の中における実務科目の教育の在り方、さらには司法試験の中身の中に実務科目を取り入れるという方向での改正の可否について検討されていることがあるのかどうかにつきまして、質問させていただきたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

法務省、いかがでしょうか。

○永井課付 事務局でございます。

法科大学院における教育の在り方ということで、法曹養成制度を担当しております司法法制部からお願いいたします。

○鈴木参事官 司法法制部の鈴木です。御質問いただき、ありがとうございました。

御指摘いただきました点については、別紙5にございますとおり、平成27年6月に出された法曹養成制度改革推進会議決定の中においても、予備試験の改革のみならず、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間といたしまして、その中で法科大学院の組織見直しの他に、教育の質の向上という観点から実務家教員等の活用等も含め教育内容の改善についても改革の対象とされております。予備試験に関しましても、司法試験の結果の推移ですとか、法科大学院修了者の同等性の検証ですとか、必要な方策を検討するということとされており、現在行っている法曹養成制度改革連絡協議会においても、推進会議決定に掲げられた各テーマについて、情報共有を図っているところです。御指摘いただいた司法試験科目の点につきましても、これらの情報共有を踏まえ、今後、連絡協議会等の場において検討されることもあり得るのではないかと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員、よろしいでしょうか。

○大沼委員 特にそういった方面での議論はなされていないということですね。

○鈴木参事官 今のところ、具体的には出てきておりません。

○大沼委員 分かりました。

○田中座長 他に何か御質問はございますでしょうか。御意見でも構いません。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 また質問かもしれませんが、「法教育の推進」についてなのですが、その中身に例えば18歳選挙権制度が新たにできたことに伴って、選挙への参加の必要性、重要性などについて併せて教育をする予定があるのでしょうか。実際に大学に来ようとしている高校生を相手にしていますと、法についての理解が大分偏っていて、結局、法学部というのは法を丸暗記する学部である。法というのは丸暗記すれば、そういったルールの解決ができるという誤解があるために、法について関心が低いとか、興味を持ちにくい、積極的にやりたくないという意見を持つ学生が意外と多いということに最近、気づくようになったのです。

ですから、今の2点、選挙権についての啓発活動と、それから、法律というのは、一体、どんなことを決め、また、法律を学ぶというのはどんなことについて理解することなのかということについても、法教育の中で扱われる予定があるのかどうかにつきまして、質問させていただきたいと思います。

○永井課付 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

司法法制部から説明をお願いいたします。

○松本官房付 司法法制部の松本でございます。大沼委員、御質問をいただきましてありがとうございます。

法教育につきまして、特に高校生向けの法教育ということで、現在、高校生向けの教材などを作成すべく、いろいろ取り組んでいるところでございます。そういった中で、公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢の引下げ、それに伴う主権者教育、これが今、非常にクローズアップされております。

主権者教育につきましては、総務省と文部科学省におきまして主導的に進められているところでございますが、私ども法教育を担当する法務省としましても、その流れ、トレンドというのは、重要なチャンスだと考えております。主権者教育においては、いろいろな政策に触れ、自分でそれを受け止めて、どれがいいかということを選択して一票を投じる。その前提としまして、いろいろな考え方が世の中にあって、それをまずきちんと理解して、自分で分析して、自分の考えを持って、それを主張して、そして、いろいろな考えの方々と議論をする、そういった力が非常に大事になると思っておりますが、そこが正に法教育が目指しているところでございます。ですので、選挙権年齢引下げに伴う主権者教育と我々の法教育とが手を組むことによって、本当に選挙権年齢引下げの目指すところの効果が得られるのではないかと考えているところでございまして、それに向けて今、高等学校における法教育の実践状況の調査とその分析を行い、実際の現場の高校の先生を交えて、部会を立ち上げまして、高校生向けの法教育教材としてどんな教材をつくったらいいか、また、どんな教育を目指していくべきかということについて議論しているところでございます。今

の大沼委員の御指摘も踏まえながら、18歳、高校生が一票を投じるに当たって、よい効果を出していけるように、頑張っていこうと思っております。御指摘、ありがとうございます。

○田中座長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。井上委員、お願いします。

○井上委員 法教育に関して質問が一つと意見が一つです。質問ですが、私は専門家ではありませんけれども、一般の生徒は法教育に対して、非常に難しいというイメージを持っていると思います。私は昔、川島武宜先生の「日本人の法意識」という本を読みましたが、どうも日本人と法意識若しくは法教育というのは、距離がすごくあって、日常生活とは別物だと考えているというところがあると思います。そういった意味で、今、一般の学校では、道徳教育を主にやっていると思います。

質問ですが、私は、道徳教育から法教育に結びつけるのが一番いいのではないのかなと思います。法律を守っていればいいというのは非常に狭い教育なので、そうではなくて、ルール以外のことでも、お年寄りにやさしくしようとか、そういった道徳をベースにして、その上に一定のルールも作らないといけないよねというところで法教育が出てくるのではないのでしょうか。私は最近の学校の現場をよく知りませんが、その接続、橋渡しがうまくできているのか、できていないのか、そのあたりの関係が分かりません。そこはうまく接続した方がいいと思うのですが、それが質問です。

もう一つは、いろんな資料を読ませていただきましたが、学校の先生に、より法教育の専門家的な知識を身につけていただき、教える側のスキルアップを図るということを書いているのですが、もちろん、それは大事なのですが、子供からしたら、大切なのはどちらかというときっかけだと思うのです。法律を非常に精緻に説明されても子供は余り実感として湧かないので、何か具体的な題材で、法律ってこういうところすごく役に立つのだとか分かれれば、いわゆる専門家になってもらわなくてもいいのではないのかなと、専門家は皆さんのような方もいらっしゃるし、いろんな方がいらっしゃるの、学校の先生の役割はそういった動機づけ、子供がそういうことに興味を持つようなきっかけ、これは学校だけじゃなくて家庭でもそうだと思いますが、社会のいろいろなところで「気づき」が出来るような、そういった仕掛けが必要ではないかと思っています。これは意見なのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○永井課付 事務局でございます。御意見と御質問、ありがとうございます。

司法法制部から説明させていただきます。

○松本官房付 司法法制部の松本です。御意見と御質問、ありがとうございます。

道徳教育と法教育との接続がうまくいっているのか、また、子供たちに対して上手ききっかけを作れているのかという御質問をいただきましたけれども、まず、道徳教育との接続の点でございますが、学習指導要領の中に、法教育の要素について、こういったことをやりなさいというものを入れているところでございます。例えば小学校におきましては、正に委員が指摘された道徳の中に、約束や決まりを守ろうですとか、どうして約束や決まりなどを守らなければいけないのかとか、そういった法教育の要素が盛り込まれています。

もうひとつの、子供たちに法教育に関心を持ってもらう「きっかけ」という話にもつな

がるのですが、法務省では、法教育について、小学生向け、中学生向けの副教材を作っております。小学生向けですと、例えば、友達同士が本を貸したら、汚れたり、破れて返ってきたというケースを設定しまして、当事者それぞれに実は言い分があって、自分が破いたのではなくて弟が破いたとか、そういったいろいろな要素を入れながら、その中で解決方法について考えさせるとか、物の貸し借りをするときに、貸す側、借りる側はどんなことに気を付けなければいけないのか、貸し借りには一定のルールがあって、そのルールは結局、お互いが気持ちよくやりとりできるためにあるといったことを理解させるなど、身近な例を題材に、みんなで議論していく中で子供たちが自然と理解を深めて、授業が終わった頃にルールって大事だなと実感できるような内容としています。また、小学生ですと学校のグラウンドがあると思うのですが、グラウンドで、野球をしたり、サッカーをしたりしたいけれども、みんながやろうとすると一度にはできない。では、どのようなルールを作ったら、みんなで公平にグラウンドが使えるのかを考えさせるなど、自分たちでルールを作る、というのも法教育の一つだと考えております。このような授業を、例えば道徳や社会科の中でやっていただくため、従前から各学校に教材を提供しているところがございます。ただ、学校の現場では、先生方に副教材を手にとってもらって、実際に法教育授業を実施していただくところまではなかなかたどり着けていないので、現在、授業の進行に応じて、導入ですとか、展開ですとかを引き出すときに使えるような視聴覚教材を作成しようと、部会を立ち上げて、取り組んでいるところでございます。

また、中学校、高校の学習指導要領にもそれぞれ法教育の要素が入っておりまして、道徳に限らず、社会科ですとか、高校ですと公民科といったところで、法や規範の意義などについて教えることとなっております。

中学生向けの法教育教材では、ある自治会を想定しまして、ごみ捨て場の場所をどこにしたらいいかを話し合ってもらう。みんな自分の家の前は嫌がるなか、例えば昔から住んでいる人の役、新興住宅地で新しく建てたエリアの人の役、住民の自治会の人の役でロールプレイをして、いろいろな立場の人の意見を聞き、まとめて合意を形成するですとか、そういった形でルールづくりというのを体験させたり、あるいは契約とは何か、契約自由の原則や消費者教育的な意味も絡めた形でクーリングオフなどの消費者保護についても内容に盛り込んでいます。

学校の先生方には、こういった副教材を使って、身近な例を挙げながら授業をしていたら、授業が終わった頃に法教育が目指すもの、ルールを守ることの大事さとその意義について子供たちに体得してもらえたらなと思って、今、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

他に御質問はございますか。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 今の中身に関連してですけれども、どうも高校の先生方というのは知識教育は得意だけれども、それをもう少し応用した実践的なディスカッションというのは、必ずしも得意ではない方が多いと聞いております。この前の選挙権についての学生に対する教育も、講義とか座学が多くて、実践的なものは少ないと聞いております。

そこで、私の大学で模擬選挙というのをやりまして、三つの党の党首がそれぞれのマニ

フェストに基づいてディスカッション，議論する。そこにたくさんの学生が参加して，また，学生と党首役の人でディスカッションして，最後に模擬投票するというようなやり方をやりましたら，かなり学生の評判も良かったですし，マスコミの方にも来ていただきました。そういったことをやるためには何が必要なのかというと，ある程度のシナリオみたいなものが必要なのです。シナリオみたいなものを用意してやらないと，実際に何かをやってくださいと言っても，実践できる人というのは少ないと思うので，きちんとした役に立つシナリオめいたものを用意して，その上で，そういった実践としての模擬選挙をやる，かなり効果が高いと思いましたので，御参考までに発言させていただきます。

○田中座長 特に回答はよろしいですか。

伊藤委員，お願いします。

○伊藤委員 伊藤です。法務に関する調査研究というものに関心を持って見せていただきました。その点について御質問させていただきます。「非行少年と保護者に関する研究」ということで，保護者に対しても調査をなされたということで興味深く見ましたが，84ページの事後評価結果表の中に7点と評価されたものがございまして。研究の実施体制・手法が適切であるかというところに，長期的な追跡調査を実施することができなかったという点を挙げていらっしゃるのですけれども，そもそもこの研究は単年度で計画されていたものです。こういった長期的な調査は本当は大事だと思うのですけれども，組み入れていなかったのか，あるいは結果的にこういうことになってしまったので，評価がBになっているということなのか，教えていただけますか。

○永井課付 事務局でございます。御質問，ありがとうございます。

それでは，法務総合研究所から説明させていただきます。

○富田総括研究官 法務総合研究所の富田でございます。御質問いただき，ありがとうございました。

先生が御指摘の「非行少年と保護者に関する研究」というのは，平成25年度1年間で実施した研究でございます。平成23年版の犯罪白書で少年，若年者に関する特集を組ませていただきましたが，その中でも犯罪に至らない心のブレーキとして家族が大事だという提言等をさせていただいたところですが，他方で，家族の環境が犯罪に至る要因ですとか，再非行に至る要因になっているのではないかとこのところを踏まえて，正に少年の保護者に焦点を当てて実施した研究でございます。

少年と保護者をペアで，まず出院時と，それから出院から6か月間経過した上で，それぞれについて少年と保護者の意識等を調査したものでございます。そういった親子をペアで調査するという研究自体がこれまでなかったものですから，取りあえず1年ということで実施させていただいた次第でございます。そういった点も踏まえて，今から考えると，御指摘のとおり，研究期間はもう少し長い方が良かったのではないかと私どもも考えているところではございますが，実はこの非行少年と保護者の研究を基礎としまして，その後，非行少年の立ち直りに関する研究というのを実施しています。いわゆるデシスタンス研究というものでございまして，日本では余り実施されてこなかったものです。これまでは，どちらかというところと犯罪に至る要因ですとか，再犯，再非行に至る要因に関する研究が多い一方で，どうやったら立ち直ることができるのか，立ち直った人は何が良かったのかといった研究が日本では余りなされていないという指摘があったことも踏まえまして，非行少

年と保護者の対象者をサンプルとして、立ち直りに関する研究を実施しています。その過程において、対象者のおよそ4年間について追跡調査も実施しているところがございますので、ちょうど昨年度と今年度にかけて研究を実施しているところがございますので、その研究成果も踏まえて、こちらの研究も併せて御活用いただけることになるのではないかと考えております。ありがとうございました。

○伊藤委員 その前の調査の外国人の犯罪ということについてもなのですが、一般の市民にとってとはとても関心のある点ではないかと思うのです。この結果では、外国人の犯罪者が統計的にはそれほど増えていないというような話だったと思いますが、これも評価が70ページのところでBになったところがあります。これについても、全施設の全外国人受刑者を対象としているということですが、罪種が限られていたということですか。それで、このような点になったのですか。将来、このような点についてどのような改善を考えておられるのかということをお聞きしたいのと、それから、報告書（案）の中でこのような言葉を使うのかしらと思ったのですけれども、60ページにも度々出てきますが、「居住資格の者が多くを占める」という言い方をなさっていますが、「居住資格の者」という使い方は、居住資格がある者という意味なんでしょうか。居住資格の者だけでは分かりにくいと思ったのですけれども、こういう使い方をなさっているのだったら、これで分かるということなのかしらと思ったりもしました。質問は以上です。

○永井課付 御質問、ありがとうございます。法務総合研究所から説明をお願いします。

○富田総括研究官 御質問をありがとうございます。

まず、外国人犯罪に関する研究の御質問のうち、まず、最初の1点、効率性の観点の評価でB評価になっている点についてでございますが、この研究は平成23年に刑事施設に入所した外国人受刑者約670名程度を対象として、例えば判決書ですとか、そういった刑事施設の資料等を用いて、まず、罪名に限らず、網羅的に調査をさせていただいております。その中で最もウエートを占めていた窃盗ですとか、強盗によって入所した外国人受刑者については、より詳細な動機ですとか共犯関係ですとか、いろいろなところも調査した方が良くと考えて、刑事確定記録を取り寄せて詳細な調査分析をさせていただいた次第でございます。そのような意味で、結果的に、財産犯に限って、より詳細な調査を実施したところではございますが、御指摘のとおり、確かに外国人犯罪は財産犯だけには限らないところがございますので、今後、同種の研究をする場合には、例えば薬物関係などに焦点を当てるとか、そのようなことも検討していきたいと考えております。

それから、2点目の御質問は、「居住資格」という表現についての御指摘ですが、こちらの調査の結果については平成25年版犯罪白書ですとか、それからあと、私どもは犯罪白書以外にも研究部報告という冊子を発行して、ホームページでも公表させていただいているところなのですが、そこで例えば「永住者」ですとか「定住者」、それから、「日本人配偶者等」の外国人について「居住資格」というような定義をさせていただいて、それをそのままこの報告書の中で引用させていただいているという次第でございます。表現ぶり等につきましても、より皆様に分かりやすく理解していただけるように、今後も工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。次のテーマに移ってもよろしいですか。

それでは、次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要の説明をお願いします。

○永井課付 それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明をいたします。基本政策Ⅱに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「検察権行使を支える事務の適正な運営」、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」、「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」の三つの施策でございます。

まず、85ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して、有効適切に行われるようにするために、検察運営全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ることを内容としております。測定指標としましては定性的な指標を三つ設定しております。一つ目はサイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の充実・強化を図ること、二つ目は犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応能力の向上を図ること、三つ目は国民に対し、広く検察活動の意義や役割を理解してもらうために、広報活動を実施することでございます。

測定指標のうち、実績値を踏まえた各目標の達成状況など、本施策に対する事後評価につきましては、設定した測定指標のうち、三つ目の検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況につきましては目標達成、残りの二つにつきましてはおおむね達成としておりまして、施策全体の目標達成の度合いといたしましては、相当程度進展ありと評価しております。

次に、144ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明いたします。この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するというものでございます。この施策は平成26年度はモニタリングの対象であったため、今回は平成26年度と平成27年度について評価を行うこととなります。この施策におきましては、刑事施設における職業訓練の充実度、刑事施設における就労支援実施人員の割合、少年院における就労支援実施人員の割合という三つの定量的指標を設定しております。これらの施策につきましては、委員の皆様は資料をお送りした際は、数値の集計が完了していなかったため、各測定指標の達成度合いを仮の評価としておりました。その後、数値の集計が完了いたしましたので、本日、配布させていただきました資料には確定した評価を記載しております。測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策の事後評価につきましては、一つ目の刑事施設における職業訓練の充実度についてはおおむね達成、残り二つの測定指標につきましては達成としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、相当程度進展ありと評価しております。

次に、150ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明させていただきます。この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを内容としております。

測定指標は三つ設定しております。一つ目はオウム真理教の活動状況及び危険性の解明

という定性的な指標、二つ目は関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況という定量的指標、三つ目は破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という定性的な指標となっております。平成27年度における目標達成状況等につきましては、一つ目と三つ目の測定指標は達成となっておりますが、二つ目の測定指標につきましてはおおむね達成となっており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、相当程度進展ありと評価しております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いたします。野澤委員、お願いします。

○野澤委員 野澤です。質問ですけれども、刑事施設等における就労支援、これはとても重要だと思っているのですが、例えば、実際に就労支援を受けた方が出所した後、安定した就労に結びついた割合だとか、あるいはそのことによる再犯率との相関関係というような調査結果のようなものはあるのでしょうか。

○田中座長 いかがでしょうか。

○永井課付 御質問、ありがとうございます。矯正局から御説明をお願いいたします。

○岸企画官 御質問、ありがとうございます。釈放後のことでございますが、矯正局からは施設内でのことをお話しさせていただければと思っております。御指摘のとおり、就労支援は非常に重要ということで、大変力を入れているところですが、施設在所中中のできる限り就職が内定できることを目指しながら、今、いろいろと取組をしているところでございます。その結果、社会に出て仕事に定着するということが本来あるべき姿かと思っておりますが、現状、矯正局では御指摘のような詳細なデータを持ってはおりません。ただ、例えば再入してきた受刑者について再入状況などを見ますと、職がないまま、再入に至ってしまっていることがあるという現状がございますので、引き続き、施設内での就労支援には十分取り組んでいきたいと思っております。

○田中座長 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 関連した意見ですけれども、最近では受刑者のうち、何らかの障害があったり、認知症があったりする方がかなりの割合であるということが指摘されていると思います。それに伴って様々な制度が充実してきていること、例えば地域生活定着支援センターとか、あるいはそれぞれの矯正施設の中に社会福祉士が配置され、その常勤の割合も増えてきて、非常に評価が高いということを私は承知しております。実際にいろいろな刑務所で勤務している社会福祉士とお話ししたり、地域生活定着支援センターの方と話をしているのですが、非常に良くなっているのですけれども、意外にうまく連携がとれなかったりするケースも多いようです。なぜかという、受刑者の現在の状況を一番よく知っているのは、矯正施設の中にいる社会福祉士だったりするのですが、地域でそれを受けとめる側からすると、刑務所の中にいるときの顔と出てきたときの顔が違うということで、そこでうまく連携がとれなかったりすることがよくあるのです。

イギリスの保安病院を見学させてもらったことが何回かあるのですが、イギリスの場合、矯正施設の中にいる、一番受刑者のことを知っている方が、出所した後の生活を組み立てるために外に出て行って、その人が中心になって地域のいろいろな資源の方と連携しながら

ら受皿を作っていくのですが、そのように就労と生活支援をセットでやらないとうまくいかないと思うのです。今、そのような連携が一番求められていると思うのです。それぞれの地域も非常に良くなってきたし、矯正施設の中の体制も良くなってきたのですが、実際の連携がうまくいかないと、せっかく努力しても効果が半減してしまうのではないかと、懸念しています。そのあたりの連携について、是非、進めていただきたいと思います。

先ほど質問し忘れたので、もう一つ。今、女子刑務所で、依存症とか認知症とか、難しい方が非常に増えてきて、職員が支援することが難しいと言われているのですが、女子刑務所内で就労支援はどのくらいのことができていますでしょうか。この数字だと、特に女子刑務所に特化したものがないので、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

○田中座長 いかがでしょうか。

○永井課付 御意見、御質問、ありがとうございます。それでは、まず、矯正局から説明させていただきます。社会内における更生ということで保護局からも説明させていただきます。まず、矯正局からお願いいたします。

○岸企画官 御質問、ありがとうございます。女子の割合ですが、大変申し訳ないのですが、本日は数値を持ち合わせておりません。女子受刑者一般について言いますと、就労の面も含めた多様な問題について、取り組むべき視点が男性と違うところもあるかと思えます。そういう点につきましては、当然、就労も含めて取り組んでいるところでございます。今、即座にお答えできる数字は持ち合わせておりませんので、詳細に説明することはできず申し訳ございませんが、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○大竹企画官 矯正局の大竹といいます。補足させていただきますが、就労支援という形では、矯正施設の中で職業訓練を実施しております。女子刑事施設の中でも同じように職業訓練を実施しておりまして、例えば女子刑務所ですと、麓刑務所では医療事務科を新しく設けたりして、就労に結びつくような支援をしているところです。細かな数字については持ち合わせておりませんので、お答えすることはできないのですが、そういった施策もしているところでございます。

○永井課付 それでは、保護局からお願いいたします。

○勝田調整官 保護局の勝田と申します。御質問、ありがとうございます。先ほど御指摘のあった就労支援という点から申し上げますと、確かに無職者の再犯率が非常に高いということをお我々は非常に深刻に考えておりまして、就労支援の事業を進めているところでございます。特に、矯正施設在所中からの継続的な支援が大事ということで、就労支援事業を平成23年度から始めております。

地域生活定着支援センターに関しましては、委員の御指摘のとおり、矯正と保護の連携が極めて重要だと認識しておりまして、御意見を踏まえて、今後とも現場できちんと情報を連携したりとか、場合によっては保護観察所から面接に行くとか、そういったことできちんと連携を強めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○田中座長 私からも素朴な質問なのですが、職業訓練がどのようなものかはよく分かるのですが、就労支援の具体的な中身としては、どのようなことをされているのでしょうか。

○永井課付 では、まず、矯正局からお願いします。

○岸企画官 ありがとうございます。矯正施設の中では様々な取組をしておりますが、就労

に関しては、先ほど申し上げた職業訓練の他に、改善指導という中でも就労の指導もしているところがございます。先ほど申し上げました就労支援は、釈放が近づいた頃に、例えばハローワークの職員の方に来ていただいて職業講話を実施したり、それから、職業相談を実施するなど、社会の中での就労に具体的に結びつく形での支援をしているということでございます。他の様々な指導や取組と連携した中に就労支援というものがあると御理解をいただければと思っております。

○永井課付 保護局からはいかがでしょうか。

○勝田調整官 保護局では、施設を出てからということになるのですが、私どもの就労支援のメニューとしましては、厚生労働省と連携して作っているメニューがございまして、例えば、トライアル雇用、職場体験講習、セミナー、あるいは身元保証などを平成18年度から実施しているという状況でございます。先ほど申し上げました就労支援事業の関係なのですが、犯罪をした人あるいは非行少年は、一回仕事についても挫折してしまったり、いろんなストレスに弱かったりということがございますので、継続的な寄り添い型、それが保護観察の中身でもあるのですが、そういったことを意図的にやっているという状況でございます。

○田中座長 ありがとうございます。宮園委員、どうぞ。

○宮園委員 すみません、便乗させていただいてよろしいでしょうか。今、矯正局の方のお話からもございましたように、実は女性のデータというのがいつも漏れているのです。野澤委員からも御指摘があったように、就労支援のプログラムでも、男性のいわゆる改善更生プログラムとは別のものを提供したりと、すごく工夫してくださっているのはよく分かるのですが、その結果が数字として出てこないことが多いのです。高齢者の割合が多いとか、再犯率が高いとか、そういった問題点がある場合は女子の数字も統計として出てくるのですが、就労支援における成功の割合など、実は、刑事司法の各段階での女子の数字を知りたいときは手計算することが多いのですが、そのような数字が明らかになるといいなと思います。

あともう1点。今の就労支援のことで、様々な刑務所、矯正局の麓刑務所の事案について教えていただきましたが、例えば美容師とか理髪師とかもございますよね。私たちが幾ら調査したくてもできないのですが、フォローアップ調査で、結局、資格をとった者がその資格をどのような形で就労に結びつけているのかというところが実は全く見えないのです。出所後に継続してフォローアップ調査をするということが難しいというのは重々承知しているのですが、海外の研究などでは、そのような調査が行われたりしています。要するに、矯正施設の中で行った就労のための様々なプログラムや取得した資格が、現実の就労とどのように結びついているかというデータがもう少し明らかになればよいと思っております。その点、御配慮いただけると大変助かります。

○田中座長 今の点はいかがでしょう。

○永井課付 御質問、御意見、ありがとうございます。矯正局からお願いいたします。

○大竹企画官 矯正局でございます。ありがとうございます。頂いた御意見は今後、配慮できるように努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○田中座長 女子に特化した数字とか割合とかというものは、今はお持ちではないようですが、データとしてはあるのですか。

○永井課付 矯正局、いかがでしょうか。

○大竹企画官 職業訓練についていえば、今は持っておりませんが、調べれば分かる状況にあると思います。

○田中座長 ありがとうございます。

○岸企画官 就労支援も、女子施設の状況であれば出すことは可能です。

○宮園委員 業務統計なので、そのデータがオープンになるといいなという要望です。

○田中座長 それはオープンになっていないのですか。

○宮園委員 なっているものとなっていないものが、複雑に入り組んでいますので。

○田中座長 そうなのですか。ありがとうございます。

他に御質問はございますか。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 85ページの「検察権行使を支える事務の適切な運営」に関してですが、サイバー犯罪に関して様々な研修がなされていて、成果を上げられていることが分かるのですが、サイバー犯罪自体は増加しているにも関わらず、当初予算を見ますと、若干ですけれども、年々、減少傾向にあるような気がいたします。ところで、検察官個人とか、検察事務官個人に対する研修が極めて有用であるということは当然の話なのですが、他方、検察官などは、元々その道の専門家ではないわけですから、限界もあるのではないかと思います。

そこで、今後の問題ですけれども、サイバー犯罪についての専門的知見を有する外部の専門団体や機関との連携を考えた施策を考慮する余地はないでしょうか。例えば、そういった問題について、研修ではなく、検察庁等やそういった団体との協議会を開きながら、どのようなサイバー犯罪がどのような手口で起こり得るものか、あるいは実際に起こっているものなのかということなどについて、各種団体からいろいろ報告などを受けながらディスカッションし、将来的には何かそういった犯罪が起きたときに、捜査の段階でそういった団体と連携を組んでサイバー犯罪に対処するということがシステム化できないでしょうか。

例えば、裁判所でも、昔は医療過誤は非常に難しい案件とされていたのですが、医師の団体といろいろな協議会を作り、今では医療過誤については医師から医学鑑定の意見を比較的容易に得られるようになったと聞いております。それと同じように、そういった専門機関との間で協議会を開き、いろいろなディスカッションをしながら、捜査の中に専門的な外部の知見を取り込む、外部の知見に基づきながら捜査するというシステムを目指す政策というのは、難しいのかどうかにつきまして教えていただきたいと思います。

○永井課付 御質問、ありがとうございます。刑事局から説明させていただきます。

○上原官房参事官 刑事局の上原でございます。御質問、ありがとうございます。今、御指摘がありましたように、サイバー犯罪やデジタルフォレンジックという世界については、日々、進歩しておりまして、かなり難しい分野であると認識しております。ですから、このような研修をすることによって、各検察官の基礎的な知識等を習得させるということは、当然重要ではありますが、それで十分だということは考えておりません。もちろん、今回の研修でも、例えば外部機関、専門業者に委託して、一部の講義を行ったりもしておりますし、個別事件の捜査におきましては、鑑定という手法あるいはそれ以外の方法でも意見を伺うなどして、知見をいただきながら捜査をしているところでございます。そういったことをしなければ、犯罪も日々、進化していますので、対応できないだろうと考えており

ます。

そういった中でございますけれども、専門機関あるいは専門知識を持った方との意見交換は、御指摘のとおり重要であろうと考えております。特に第一次捜査機関である警察の方がより積極的にそういった対応をしていると思っておりますが、我々としては、警察とそういった中で連携したり、あるいは我々もその中で専門家の方とお話をしながら、いろいろと教えていただいているのが実情でございます。施策とするかどうかというのはともかく、今の御指摘は非常に重要な観点とっておりますので、今後も御意見を踏まえながら、我々も日々、研鑽を続けていきたいと考えているところでございます。ありがとうございました。

○田中座長 井上委員，お願いします。

○井上委員 今回のサイバーの件なのですが、ちょうど今、会計士も、企業不正を発見するという立場でいろいろな手法を模索しているところです。ITの活用は我々の業界でも非常に重要視しています。一部スタートしているのですが、ITを使った不正発見ができないか、今、模索し始めています。そういった意味では、サイバーの対抗手段としてのサイバーというのもあり得るのではないかと思います。検察権を行使するに当たって、ITを駆使した犯罪捜査ですとか、そのような活動は既に検討されていると思うのですが、その点についてはどのような進捗状況でしょうか。

○永井課付 刑事局，お願いいたします。

○上原官房参事官 刑事局でございます。ITを活用したものとしてすぐにお答えできるような分野はなかなかないのですが、例えば、サイバー犯罪として仕切りをさせていただいていますが、資料にもありますように、これ自体はコンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したものということで、サイバー世界を悪用した犯罪という整理にしていますけれども、今、いろいろな犯罪で多くの人がスマートフォンを持っているので、そういう中には証拠資料であったり、通信履歴があったり、連絡手段があったりということで、いろいろなところに犯罪の証拠であったり、そういったものを発見できる手がかりであったり、痕跡があったりするという状況でございます。ですから、ITを活用という形でどうなるかは分かりませんが、こういったデジタルフォレンジックの知識を活用することや、あるいはネットワークの理解を深めることが捜査能力を高めることであると認識しておりますし、それに向けて正に知識を向上させることがこういった研修の意義でもございますので、どのような形でITを使えるかということも含めて、このような研修を続けることによって捜査能力は上がっていくと理解しているところでございます。

○井上委員 分かりました。会計士協会でもついこの間、研究的なものをまとめたばかりです。そういう状態でしたら、ITを駆使した捜査、検察機能の発揮というのはどうあるべきか、是非、研究していただくと良いと思います。

○田中座長 それでは、次のテーマに移ってよろしいでしょうか。基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○永井課付 それでは、基本政策Ⅲに関する事後評価の概要を御説明させていただきます。まず、162ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」について御説明させていただきます。この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利

の保全を図るため、国籍・戸籍・供託制度を適正円滑に運営することを目的としております。測定指標は三つ設定しております。一つ目は帰化許可申請及び国籍取得届を適正・厳格に処理するという定性的指標、二つ目は市区町村からの受理又は不受理の照会などに対して適正に対応するという定性的指標、三つ目は供託手続のオンライン申請の利用率を向上させるという定量的指標を掲げております。測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に関する事後評価につきましては、三つの測定指標のいずれも達成となっております。施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

次に、168ページを御覧ください。「人権の擁護」についてでございます。この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚、人権侵害による被害の救済と予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うというものでございます。測定指標は定性的指標を二つ設定しております。一つ目は国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、二つ目は人権相談・調査救済体制の整備です。測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価としましては、二つ設定した測定指標のいずれも目標達成としており、施策全体としての目標達成度合いの測定結果は目標達成としております。

基本政策Ⅲに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

委員の先生方、御意見、御質問があればお願いいたします。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 163ページに市区町村からの受理又は不受理の照会件数がありますけれども、これが平成23年以降、どんどん減ってきて、平成23年の3,011件から平成27年は2,021件まで激減しています。これは、これまで行ってきた研修の成果と見ていいのか、それともその他の要因があるのかにつきまして教えていただければと思います。

○田中座長 いかがでしょうか。

○永井課付 御質問、ありがとうございます。民事局から説明させていただきます。

○北村局付 御質問、ありがとうございます。民事局の北村でございます。御指摘のとおり、市区町村からの受理又は不受理の照会件数は減っております。こちらにつきましては、我々としてもどのような理由で減っているのかについて、現在、法務局を通じて確認しているところでございますが、詳細についてはまだ把握できておりません。ただ、参考指標の4番にございますように、現地指導はほぼ全市区町村に毎年行くようにしております。また、市区町村向けの研修もいろいろ行っておりますし、市区町村の中でも研修等も実施していただいていると聞いております。そういったことの効果も一部にはあるのかなと思っておりますが、ただ、受理、不受理は事案によって大きく異なりますので、それが全てというわけではないかと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。今の点はよろしいでしょうか。

他に何か御意見はございますか。野澤委員、お願いします。

○野澤委員 野澤です。人権相談件数は結構、数があるなと思って、若干驚いて見ております。私は以前住んでいた市で2年くらい人権擁護委員をやらせていただいたことがあるのですが、そのときに、法務局に行って人権相談の当番をしたことがあります。電話がかかってきたら受けてくださいと言われて、半日くらいいたのですが、かかってきた電話は0件だったので、こんなものですかと言ったら、割とこういうこともあるのですと言われま

した。一緒にやっていた人権擁護委員の方は皆さん非常に立派な方で見識が深くて真面目で熱心な方でした。そういう相談できる機関はあるのですが、意外に活用されていないのかなというのがそのときの率直な印象でした。

人権相談件数の数字を見ると結構あるので、私がいたところだけが特殊だったのかもしれないなと思っているのですが、せっかくの制度なので、もっと活用されて、うまく機能するといいなと思っています。もう一つ言いたいのは、今年4月から障害者差別解消法が施行されたのですが、この法律は、障害者の差別についていろいろ規定して、なくしていきこうというものですけれども、一番の弱点は、この法律に基づいて相談を受けて紛争解決する機関がないという点です。自治体の負担が重くなるということで、あえてそういう立て付けになったのですが、これでは意味がないだろうということで、第17条に障害者差別解消支援地域協議会を作ることができるという規定が設けられました。これは、既存の様々な機関をネットワークで結んで、それぞれの機能をうまく活用させていただきながら解決していきこうというもので、都道府県レベルでは既に8割以上が設置されているようですが、市町村レベルではまだ2割ぐらいしか設置されていない状況です。

障害者差別解消支援地域協議会がどのようなものかという、医療や福祉や教育や司法の地域の様々な機関をネットワークで結ぶということなのですが、その両輪は法務局と労働局ということになっています。先ほども触れましたけれども、せっかくいろいろいい制度、いい法律、いい機関ができて、うまく両者が連携、連動していかないと、なかなかうまくいかないなと感じています。この障害者差別解消支援地域協議会には、自治体、地域で活動している様々な機関が入っていて、いろいろな相談が相当数寄せられる可能性があるのですが、そこに法務局や人権擁護委員が絡んでくると、かなりのことができるのではないかなと私は期待を込めています。そのあたりの取組はどうなっているのかを知りたいというのと、是非、連携を進めていただきたいなというお願いをさせていただきたいと思っています。

○田中座長 いかがでしょうか。

○永井課付 御質問、御意見、ありがとうございます。人権擁護局から説明させていただきます。

○前田参事官 人権擁護局の前田でございます。御質問、御意見、どうもありがとうございます。人権相談については、全国的な数字について資料に書いてありますけれども、相談の頻度については、地域とか、地方法務局あるいは支局によってばらつきがあるところなのかなと思っています。ただ、委員の御指摘のとおり、もっともっと、人権相談というものの存在を国民の皆様にご存知いただき活用していただきたいと思っています。そのためには、一つには、人権相談というものがあつたよという周知広報自体も大事なのですが、どういった相談を持っていったらいいのかわからないという方もおられるかもしれませんので、人権相談についても、例えば子供の問題についていじめ等があれば相談に来てください、あるいは女性の問題について相談に来てくださいといったように、それぞれの人権課題に対応した相談の周知広報も進めているところでございます。ただ、それが十分かと言われると、必ずしもそうではない面も当然あると思いますので、より一層、その周知広報を図ってまいりたいと考えております。

あと、本年4月1日からの障害者差別解消法の施行については、法務省の人権擁護機関

としても大いに関係があるというのは、委員の御指摘のとおりでございます。相談機関がないというところについては、先ほど申し上げた法務局の人権相談を障害者の分野でももっともっと活用していただくということが一つあるかと思えます。協議会の設置の進捗状況は、データとして把握していませんが、厚生労働省との連携が必要だというのはおっしゃるとおりでございます。もし障害者に対する差別が発生した場合には、人権相談等を通じて、さらに人権侵害の疑いがあれば、人権侵犯事件として法務局等が行う調査においても、きちっと対応してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○田中座長 よろしいでしょうか。

ほかに、御質問、御意見はございますか。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 人権擁護に関して、199ページなのですが、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯件数は平成24年頃を境にして急激に上昇しているようです。侵犯事件自体が673件から1,604件に増え、措置「要請」の件数も97件から214件と、倍以上に増加しているのですが、この原因はどういったものなのでしょう。例えば、LINEとかスマホなどが普及していることと関係があるのか、それとも人権啓発活動に伴って人権意識が高まり、相談件数が増えたということなのでしょう。また、これらの急激な伸びに対し、今後、啓発活動やその他の対応としては、どのようなことを考えておられるのかについて教えていただければと思います。

○永井課付 御質問、ありがとうございます。人権擁護局、お願いいたします。

○前田参事官 人権擁護局でございます。御質問、ありがとうございます。インターネット上の人権侵害につきましては、委員の御指摘のとおり、近年、非常に急激に、これは人権侵犯事件として当局で扱った事件がということではございますけれども、非常に急激な増加の傾向を示しているところでございます。この原因については、これだというものをお示しすることはなかなか難しいのですが、原因の一つとしては、スマートフォンの普及によって、国民の方々にインターネットが非常に広く普及しているということがあろうかと思えます。もう一つとしては、インターネット上で199ページに書いてあるようなプライバシー侵害や名誉毀損が起こったときに、これまでは、被害者の方が、一体どうしたらいいかわからないという状態が続いていたのかもしれないと考えております。もちろん、そういった人権侵害があった場合には、弁護士に相談したり、あるいは警察に行ったりという様々なチャンネルはございますけれども、法務局の取組というのもありますよということを地道に周知広報させていただいておりますので、我々としては、そういった周知広報の成果が現れているのではないかと考えているところでございます。

今後の対応としましては、啓発活動もちろん大事でございます。特にこういった名誉毀損、プライバシーの被害に遭う方々としては、特にスマートフォンを使い始めのお子さんがよく分からずに、自分の個人情報をネットに上げてしまって被害に遭うということもございますので、そうした中学生、高校生向けにインターネットの使い方についての分かりやすい啓発冊子を作ったり、あるいは実際に被害が生じて人権侵犯事件となった場合には、法務局としてサイト管理者等に削除要請を行うという取組も行っておりますので、そういったものもより一層、迅速に効果的に行っていくことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。ないようでしたら次のテーマに移りたいと思います。

次に、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○永井課付 それでは、基本政策Ⅴ、Ⅵ及びⅦについて御説明させていただきます。

まず、201ページを御覧ください。基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」について御説明いたします。この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等の対策を推進するというものでございます。測定指標としましては定量的な指標を三つ設定しております。一つ目は自動化ゲート利用登録者数を対前年比で増加させるというもの、二つ目は自動化ゲート利用率を向上させるというもの、三つ目は在留資格取消件数を対前年比で増加させるというものでございます。測定指標の実績値等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、設定した三つの測定指標のいずれも目標達成としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

次に、208ページを御覧ください。基本政策Ⅵの「法務行政における国際協力の推進」について御説明させていただきます。この施策は、国際連合と協力して行う研修や法整備支援等を通じて、法務省が有する知見等を他国に提供することなどの国際協力を推進することを目的としております。測定指標としては定性的な指標を二つ設定しております。一つ目は国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施して人材育成等に貢献すること、二つ目は法制度整備支援に関する研修や専門家派遣等を通じて、支援対象国における立法技術の向上や法曹人材の育成強化を図ることです。測定指標の実績等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、設定した二つの測定指標についていずれも目標達成としておりまして、施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

次に、239ページ以降を御覧ください。基本政策Ⅶの「施設の整備」についてでございます。今回は平成22年度に庁舎の供用を開始し、それから5年を経過した6件の事業が評価の対象となっております。今般、事後評価を行うに当たっては、巻末に参考資料として添付しております法務省大臣官房施設課における事業評価システムを用いております。239ページには大分法務総合庁舎整備等事業、245ページにはさいたま第2法務総合庁舎整備等事業、251ページには富士法務総合庁舎整備等事業、257ページには仙台第3法務総合庁舎整備等事業、263ページには八日市場拘置支所整備等事業、さらに269ページには仙台少年鑑別所整備等事業を掲げさせていただいております。詳細は資料を御覧いただければと存じます。

基本政策Ⅴ、Ⅵ及びⅦに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、委員の先生方、御意見、御質問をお願いいたします。井上委員、お願いします。

○井上委員 法務行政における国際協力の推進に関しては、先般の行政事業レビューの公開プロセスでも取り上げましたが、このような場をいただいたので、そこで申し上げた話を

一言お話したいと思います。法制度整備支援に関する基本方針の下で、戦略的に法制度整備支援を行っているという事業ですけれども、連携には特にありがちなのですが、行政事業レビューの中で、明確な指令塔がない、若しくは中枢機能がないということが分かりました。この点については、法務総合研究所からの御回答にもありましたけれども、法務省を中心に中枢機能を担うということでしたので、是非中心的な役割を果たしていただきたいと思っております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

法務省、何か補足はございますか。

○永井課付 ありがとうございます。法務総合研究所、いかがでしょうか。

○茂木副部長 法務総合研究所の茂木でございます。行政事業レビューの公開プロセスの中でも御指摘をいただいたわけございまして、オールジャパンによる法整備支援の体制強化につきましては、その必要性は十分認識しているところでございます。法整備支援事業の目的は、我が国の安全保障の政策と、それから、経済政策の双方にまたがるものでございますので、その双方の視点に基づいて法整備支援を着実に実施できる、そういう司令塔機能が必要だろうと認識しております。また、そういった制度の中で、国際協力の現場からの意見を司令塔機能が十分吸収でき、あるいはそれを吸収した上で戦略的な方針を立てるといような双方向のコミュニケーションが可能な組織づくりも重要だと思っております。

法務総合研究所といたしましては、まずはJICAに働きかけをいたしまして、支援対象国あるいは支援対象テーマごとの実務的な役割というものを検討し、協議するという関係省庁の連絡会合をやり始めようかと考えており、本年7月から、そのための打合せを開始することにいたしました。こういったことがオールジャパン体制の構築に向けた一つのきっかけになると考えているところでございます。また、今後、行われるODAに関する関係省庁連絡会議などの場でも、そういった御意見を伝えていきたいと考えております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

他に御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、御質問がないようですので、本日の審議事項については以上とさせていただきます。少し時間に余裕がございますので、この機会に法務省が現在、取り組んでいる政策について、事務局から紹介いただきます。よろしく申し上げます。

○永井課付 ありがとうございます。

それでは、少しお時間を頂戴いたしまして、まず、一つ目として政策評価と行政事業レビューの連携について、二つ目としまして法務省における防災対策等について、三つ目としまして刑の一部の執行猶予制度につきまして御説明させていただきたいと思っております。今回の議題に対する資料とは別に、お手元に説明資料というタイトルの資料を御用意させていただきました。こちらを御覧ください。

それでは、まず政策評価と行政事業レビューの連携に関しまして説明させていただきます。

○中島専門官 秘書課の中島と申します。私からは、政策評価と行政事業レビューとの連携、

それと、本年度実施しております行政事業レビューについて御説明させていただきたいと思っております。

説明資料の1ページ目にございますポンチ絵を御覧いただければと思っております。まず、行政事業レビューでございますけれども、これは各府省に設置されました官房長を統括責任者とする行政事業レビュー推進チームが予算要求段階から事業の実態を把握しまして、外部有識者の知見を活用しながら事業の自己点検を行い、その結果を予算要求等に反映する取組でございまして、平成25年4月5日に閣議決定された「行政事業レビューの実施等について」に基づいて実施されているところでございます。お手元の1ページ目のポンチ絵の左側を御覧いただきたいと思っておりますけれども、正にこの政策評価懇談会におきましては、左側の施策と書いてあるところについて御審議をいただいているところでございます。一方、行政事業レビューにつきましては左の下に書いてございますけれども、事務事業についてチェックをしていただいているものでございます。

この施策と事務事業の関係でございますけれども、施策の目標達成の手段というものが事務事業に当たるという位置づけでございます。また、先ほど申し上げました平成25年4月5日の閣議決定と同日付で、内閣総理大臣を議長としまして、関係閣僚、有識者により構成されている行政改革推進会議において、「今後の行政事業レビューの実施等について」が定められておりまして、その中で、行政事業レビューと政策評価との連携強化を進め、情報の相互活用や一覧性のある公表など、それぞれが効率的、効果的に実施されるように取り組む必要があるとされているところでございます。一方、政策評価におきまして、平成25年12月20日に政策評価各府省連絡会議において了承されました「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」において、政策評価と行政事業レビューの相互活用、実施過程における関係部局間の連携などが定められております。また、昨年7月8日に参議院本会議で可決されました政策評価制度に関する決議におきましても、PDCAサイクルを通じた行政運営の向上、説明責任の徹底の観点から政策評価と行政事業レビューとの役割分担、有機的連携を一層強化することによって、メリハリのある分かりやすい政策評価を推進するという事項が盛り込まれておりまして、今申し上げたことが、右側の三角のところの中ごろにございます政策評価と行政事業レビューの相互活用という内容になっております。

法務省におきまして、どのようなことをやっているのかということでございますけれども、これらのことを受けまして、従来から政策評価と行政事業レビューとの連携を進めているところでございます。具体的には4点ございまして、まず、1点目でございまして、政策評価に当たっては施策の達成手段となっております事務事業に係る行政事業レビューの結果を踏まえて評価を行っております。具体的にはとこのところでございますが、本日の資料1の165ページを御覧いただきたいと思っております。資料1の165ページの中段から下のところに、行政事業レビューの結果の活用状況を書いております。このように評価書の中にも明示的に書いております。

また、2点目でございまして、政策評価の事前分析表に行政事業レビューのレビューシートの番号を記載しておりまして、他の事業もそうですが、例えば資料3の102ページの中ごろに③保護観察の実施というところがございますけれども、その枠の右側の中ごろのところに、平成27年行政事業レビュー事業番号を記載して、連携を持たせております。

3点目としましては、行政事業レビューの結果を法務省ホームページに掲載する際には、政策体系ごとに整理をしております。また、4点目でございますけれども、従来から政策評価懇談会の委員のうち、1名は行政事業レビューにおける有識者を兼務していただいております。現在は、井上東委員に兼務していただいているところでございます。

続きまして、本年度に実施しております行政事業レビューの取組について御説明をさせていただきます。説明資料の2ページ目と3ページ目を御覧いただきたいと思っております。特に2ページ目でございますが、2ページ目のポンチ絵の左側の下でございますけれども、赤い丸が四つございます。この4点が今年度、充実・強化をした点でございます。直近では6月20日に公開の場におきまして、「被収容者生活関連業務の維持」及び「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」について、外部有識者による点検議論、いわゆる公開プロセスが行われたところでございます。現在、行政事業レビュー推進チームが公開プロセス対象事業を含めた全ての事業について自己点検を行っているところでございますが、本日、審議いただいております平成27年度法務省事後評価実施結果報告書（案）につきましては、行政事業レビューの評価結果も踏まえまして、本年8月末までに公表させていただく予定にしております。

私からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○永井課付 続きまして、法務省における防災対策等について、秘書課から説明させていただきます。

○日笠室長 秘書課広報室の日笠と申します。よろしくお願いたします。私からは、法務省における防災対策につきまして、本年4月に発生いたしました平成28年熊本地震における当省の対応と併せて説明をさせていただきます。資料につきましては、「法務省における防災対策等」と書かれたものを御覧ください。

まず、上側の囲みの中に、「防災業務計画における防災体制」と書かれておりますが、法務省では日本国内で発生する地震、津波、豪雨等の災害に関する規定として、法務省防災業務計画を定めております。具体的な内容としましては、日本国内で震度5弱以上の地震等の災害が発生した場合、秘書課広報室の担当者が各局部課の防災業務担当者に連絡をとりまして、所管各庁の被害の有無について情報を収集いたします。災害の規模や被害の状況によりまして、災害情報連絡室が設置され、その後、防災連絡会議の緊急招集又は災害対策本部の設置が検討されます。災害情報連絡室につきましては、秘書課長を室長としておりまして、防災連絡会議は官房長を議長とする体制です。災害対策本部につきましては、法務大臣を本部長とする最上位の体制ということになります。

続いて、その下側の囲みですが、「平成28年度熊本地震における対応」について説明いたします。本年4月に発生したこの地震における当省の対応でございますが、4月14日午後9時26分に発生した震度7の地震の直後、災害情報連絡室を立ち上げまして、情報収集を実施いたしました。それから、4月16日午前1時25分の本震発生後、速やかに法務大臣の指示によって災害対策本部が設置されました。その際、法務大臣から、一つ目として職務の遂行に万全を期すこと、二つ目として避難住民の皆様の支援に万全を期すこと、三つ目として保護司、人権擁護委員をはじめとする民間協力者に対する支援に万全を期すことについて指示を受けました。

法務省は、災害時におきましても、所管の各機関や各施設が通常の業務を遂行することを最も重要な使命としておりますが、今般、被災地に所在する機関・施設につきましては、直ちに業務遂行に影響を及ぼすような深刻な物的・人的な被害はなく、全体として通常どおり業務の継続遂行ができました。その上で、被災された方々への対応として、熊本刑務所におきましては、地震発生以降、施設の一部を避難場所として開放しまして、近隣住民の皆様を最大約250人受け入れ、飲食物等の提供を実施いたしました。提供した非常食等につきましては4,000食を超え、刑務所以外の法務省の様々な機関からも飲料水等の備蓄物資を集めて提供したほか、非常食1,800食を熊本市内の病院に提供したり、備蓄してあった破傷風ワクチンを日本医師会災害医療チーム（JMAT）に提供するなどいたしました。また、刑務所や少年鑑別所の医師や心理技官が避難住民の皆様の回診等も実施いたしました。

これらの対応につきましては、東日本大震災の経験が生き、所管各庁、各施設間での物資の融通ですとか、協力体制構築が速やかに実施でき、業務の継続遂行はもとより、被災地に対する支援も速やかに実施することができたと考えております。特に刑務所等の矯正施設は、災害時に被収容者の収容を継続することができるよう、一定の非常食等を備蓄しているなど、災害発生時の地域の避難拠点として貢献できることや、支援物資の集積と配布の場所としても大いに機能することを改めて確認することができました。今後、同様の事態が生じた際には、さらに工夫することで、より一層被災地域の災害時対応に貢献できると思われませんが、そのためには災害時に本務たる収容業務が脅かされることのないよう、耐震性をはじめ、災害に耐え得る十分な施設の整備強化、確実なライフラインの整備や物資の備蓄が必要と考えられます。また、地元自治体との間で防災協定をはじめとした連携体制を平時から構築しておく必要があります。

一たび大規模な災害等が発生した場合であっても、治安秩序の維持、国民の権利保全等の使命を果たすため、引き続き災害等が発生した際の迅速かつ的確な対応に遺漏のないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、法務省における防災対策について御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○永井課付 それでは、続きまして刑の一部の執行猶予制度につきまして、保護局から説明させていただきます。

○勝田調整官 保護局でございます。説明資料の一番最後の1枚紙の横置きのポンチ絵を御覧ください。6月1日から施行されました、刑の一部の執行猶予について、この場をお借りして御説明いたします。大きく分けますと3点、この制度ができた背景と制度の仕組み、そして、最後に課題でございます。

この制度の背景でございますけれども、刑の一部の執行猶予制度ができる前は、刑の全部猶予か全部実刑の二つの選択肢しかないという状況にございました。全部実刑の場合の問題点として挙げられていましたのは、矯正施設の中で処遇をして、社会内でもきちんと処遇するということが大事なのですが、そのような機会を持てなかったということです。従来ですと、仮釈放の制度はあるのですが、社会感情を考慮しなければいけませんし、施

設内での処遇の進捗状況を踏まえて仮釈放するということもありましたが、非常に期間が短かったということがございます。具体的にいいますと、執行率8割以上というのが多いという状況でしたので、例えば懲役3年ですと仮釈放期間が1年というのはほとんどありません。処遇期間をきちんと確保して、刑務所の中での処遇の成果を生かして社会内で定着を図る、改善更生を図る、再犯防止を図るために、こういった制度が考えられたということになります。

この点については、刑法の改正によりまして、再犯防止のために必要かつ相当である場合に刑の一部の執行を猶予するという言葉がきちんと明記されたことが画期的なことだと思っております。薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律においても、施設内処遇に引き続き、社会内で処遇することで依存を改善するということがうたわれております。

仕組みにつきましては、図の青い部分を御覧いただきたいのですが、刑の一部の執行を猶予するということになります。対象は刑期が3年以下の懲役・禁錮の場合に限られますので、刑期が3年を超えるようないわゆる重大犯罪は対象外になります。図の例言えば、懲役3年のうち、1年につき猶予ということですから、まず、刑務所に入って2年間の実刑を受け、その後、最後の1年間は猶予しますけれども、その猶予の期間を別途定めるということになります。猶予の期間につきましては1年から5年とされていますので、最低でも1年の社会内処遇の期間を確保するという形になろうかと思っております。この猶予期間を無事に過ぎましたら、この猶予部分はなかった、減軽という形になりまして、刑を受けることはなくなります。逆に、猶予期間中にいろいろな問題行動あるいは再犯があると、刑の執行猶予が取り消されてこの残った1年の刑を受けることがあるといった仕組みになっております。

そういった意味で、新たな刑のレパートリーができたといえます。対象者は、初めて刑事施設に入所する者等となります。「等」というのは、前に入所したことがあっても、5年を超えている場合は、初入者として扱うということです。このような場合は刑の一部の執行猶予は可能ですけれども、保護観察につきましては裁量的でございます。必ず付けるというわけではなくて、裁判所の判断によるということになります。

これに対しまして、図の下に薬物事犯者がございます。薬物事犯につきましては、たとえ累入者であったとしても、この制度を適用しようということです。その趣旨としましては、薬物事犯の場合、矯正施設の中にいればその間は社会から断絶されますので、当然薬物が絶たれた状態となるのですが、施設内で処遇を受けた後に社会内でも相当期間きちんと見守る必要がございます。そういった趣旨からすると、刑の一部の執行猶予に適した類型であるということで、この法律ができました。法律的には刑法の改正が①で、②は「薬物法」と略すことがございますけれども、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律という新法が制定されたということでございます。②の対象となる人はしっかりした見守りが必要ですから、必要的に保護観察に付されるという制度になっております。

更生保護における課題としましては、下の緑色のところに記載のとおりでございます。一つは、従来、仮釈放ですと事前に帰住先を調整し、帰るところがある人を釈放するという仕組みになっていましたが、今回の場合は、実刑期間終了後は必ず出てくるということ

になりますので、きちんと帰住先を調整する必要があるということでございます。そのため、帰住先の調整をきちんとやるために、地方更生保護委員会あるいは保護観察所といった更生保護官署が連携して、帰り先を探すという制度を作っております。あと、もう一つは右側になりますけれども、薬物依存が進んだ累犯者は必ず保護観察に付される形になりますし、その期間も長くなるということでございますので、当然ながら保護観察の充実強化ということが課題になってくるということでございます。

充実強化に関しましては、下にございますとおり、いろいろな特則を新設しておりますが、ポイントが二つあります。一つは上の四角の中になりますが、医療や援助を行う機関との連携、あるいは医療や援助を受けるようにという指示ができるような形を整えました。薬物依存という特殊なものでございますので、医療とか保健福祉機関等の援助、支援、あるいは治療が必要になるケースですので、緊密な連携を保つことが求められるということでございます。次に、下の段ですけれども、保護観察所では、元々、覚醒剤事犯者につきましては「覚せい剤事犯者処遇プログラム」というものをやっていたのですが、今回、対象が薬物事犯に広がりました。そのため、新たな「薬物乱用防止プログラム」については、覚せい剤だけではなくて、大麻等も対象に含む内容に修正しましたし、長期間の保護観察にも対応できるよう、ステップアッププログラムも追加して、充実強化を図っているということでございます。

先ほど申し上げたような課題がございますので、私どもとしてはプログラムの充実を図ったりしておりますし、厚生労働省ともいろいろ協議をしたりして、こういった取組を下支えするような体制整備に努めているというところでございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○永井課付 法務省からは以上になります。

○田中座長 先ほど御紹介がございましたが、井上委員が政策評価懇談会の委員と行政事業レビューの有識者を兼務されていますので、行政事業レビューに関して何か御発言があればお願いしたいと思います。

○井上委員 ありがとうございます。

私は行政事業レビューを3年間、担当させていただいております。基本的には行政事業レビューと公開プロセスは、網羅的な観点ではなくて、サンプル的に事業を選んで見ております。具体的に申し上げますと、今回の公開プロセスは医療刑務所と、国際連携の話だったのですが、八王子医療刑務所にお邪魔して、実際に視察をさせていただきながらお話もお伺いしましたし、行政事業がコスト削減目的というところからスタートしたという経緯もあって、効率化に目を向けながら議論もしました。委員は専門家ではないのですが、世の中の一般的・常識的な判断ですとか、そういった物の見方、他の業界での物の見方を使いながら、現場レベルの目線で実態を見せていただいてコメントさせていただいております。

その中で時々議論になってくるのは、この政策の目的は一体何か、この事業の目的は一体何かということところです。この部分が特に気にはなっていたのですが、行政事業レビューはその部分に時間を割く場所ではなく、それを担当されているのはこちらの政策評価懇談会の方だ理解しておりました。今日、初めて出席させていただいて、やはりこちらはサン

プルのではなくて網羅的に、しかも大局的に全体図を見ていく懇談会であることを明確に認識いたしました。

そういった意味では、この連携というのは非常に大事で、今日の議論でも、現場ではどうなっているのかという話も出てきていますので、ある意味、懇談会でのPDC Aサイクル、評価の目標から始まって今日のような実績の結果というPDC Aサイクルを回されていて、その中の中心になるのは、行政事業レビューと違い、政策そのものであるという感じがします。

行政事業レビューでも同じようにPDC Aサイクルが回っているのですが、どちらかというと、P (PLAN) よりも、どのようにやっているのか、効率的にやっているのかというD (DO) の方が全面に強く出ています。そこが行政事業レビューと政策評価の違いだと思います。それぞれ弱いところがありますので、そこに連携の意味、補強の意味があるのだらうと、今日、感じた次第です。

また行政事業レビューの機能として、いわゆる行政のジレンマ的なものとして私が感じているジレンマがありまして、一回決めた政策若しくは事業というのは、必要がなくなったときに、それを自ら廃止したり、縮小したりするモチベーションがなかなか働きづらいのではないかという点です。一回決めたことはしっかりやろう、100%やろう、より広くやろうというモチベーションを持つのは当然であり、それは悪いことではないのですけれども、何十年もやってきたことが今の時代において本当に必要かどうかを見直すことは、これは行政事業レビューの方でいろんな選択肢の中で「廃止」というのもあるのですが、そういった機能が行政事業レビューにはあります。素人ではありますけれども、どうしても長い政策の歴史の中で、しかもいろいろなしがらみがある中で、この事業を止められるかと、自ら止める決定ができるかというのはなかなか難しいので、もちろん、行政事業レビューそのもので決定するわけではないのですけれども、一応、そういった入口のところ、これは「廃止」若しくは「縮小」した方がいいのではないかというきっかけを与えるという意味の機関であらうと思っております。

以上が行政事業レビューの私なりの考え方でございます。

○田中座長 井上委員、ありがとうございました。

法務省から現在、取り組んでいる政策の説明がございましたが、これらに関して委員の先生から御質問、御意見はございますでしょうか。大沼委員、お願いします。

○大沼委員 こういう質問をしていいのかわかよく分からないのですけれども、恐らく民主党政権の中でも事業レビューというのはあったと思います。仕分けに活用されていたと思うのですが、民主党政権下の事業レビューと自民政権になってからの事業レビューでどのような違いがあるのか、また、サンプルとおっしゃいましたけれども、漏れているものがいろいろあると思うのです。予算に反映させるという関係においては、どのような形になっているのか、つまり、事業レビューの方はどちらかというと、どこまで削減するかという観点からのサンプルであって、そこから漏れたものというのは必ずしもそうではないものかと位置づけていいのかわか、そのあたりにつきまして教えていただきたいと思うのですが。

○田中座長 これは法務省から説明をお願いしたいと思います。

○永井課付 それでは、秘書課から説明させていただきます。

○中島専門官 御質問をありがとうございます。民主党政権と今の政権の違いでございますけれども、根底に流れているものは変わらないのだらうと認識しております。また、予算との連動の観点でございますけれども、それにつきましては先ほど御紹介をさせていただきましたけれども、例えば、資料1の165ページを御覧いただければと思うのですが、行政事業レビューでこのような御指摘をいただいたということを踏まえて、予算の面で縮減を図ったということを明確にするよう取り組んでいるところでございます。こういった意味で、今、非常に緊密な連携をさせていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。井上委員、よろしいでしょうか。

○井上委員 網羅性は私も気になっているところでしたので、今、正に委員が気にされているのは当然だと思います。一応、網羅性も確保しています。行政事業レビューは公開プロセスというところでは、限定された事業しか扱いませんので、前は2事業をインターネット中継してやったのですが、行政事業レビューでは、委員はもっとたくさんの事業を見ておりまして、必ず何年に一回かは見るようにして網羅性を担保しているということを一言、つけ加えさせていただきたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

他に御質問はないでしょうか。他に御質問がないようでしたら、本日の審議事項については終了したいと思います。なお、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○永井課付 本日は委員の皆様方、様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討いたしまして、早期に取りまとめて法務省ホームページで公表したいと考えております。また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定でございます。次回の政策評価懇談会につきましては、持ち回りでの開催によりまして平成28年度法務省事前評価実施結果報告書（案）について御審議いただく予定でございます。8月上旬に資料を送付させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。さらにその次の政策評価懇談会につきましては、平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について御審議いただく予定となっております。日程につきましては来年2月下旬から3月上旬の開催を予定しております。委員の皆様方の御都合をお伺いした上で、事務局から改めて御案内を申し上げたいと考えております。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

○田中座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

—了—